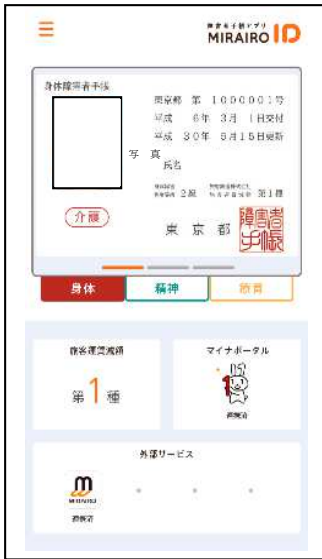


改 正	現 行
①身体障害者旅客運賃割引の取扱いについて 2016. 4. 1 制定 2017. 4. 1 改正 2018. 4. 1 改正 2019. 3. 16 改正 2020. 3. 16 改正 <u>2021. 3. 13 改正</u> 標記について下記のとおり取り扱う。 1. 割引の取り扱いをする身体障害者の範囲 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳（発行自治体によりカード化されたもの、 <u>「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」</u> （令和 2 年 10 月 19 日国鉄事第 304 号国土交通省鉄道局長通知）でマイナンバーAPI と連携しているスマートフォン用アプリケーションソフトを含む。以下同じ。）の交付を受けているもので次の各号の 1 に該当するものをいう。 （１） （現行どおり） （５） 2. 前項の身体障害者を、次に掲げる第 1 種身体障害者及び第 2 種身体障害者に分ける。 （１） （現行どおり） （２） （現行どおり） （３）介護者 イ． （現行どおり） ロ．介護者とは、 <u>係員が認めた介護能力のある者で</u> 、身体障害者と購入する乗車券の種類・乗車区間及び有効期間等が同一で、かつ、同時に購入するものでなければならない。 ただし特別割引用 I C カードで乗車する身体障害者が車いすを使用する場合で、介護者が 2 人となる場合、そのうちの 1 人の乗車券については、第 4 項第 1 号による。 また、身体障害者に対して通学定期券を発売する場合でも、介護者に発売する定期券は、通勤定期券に限る。 3. 割引取扱区間 （現行どおり） 10. 身体障害者が単独で旅行できる場合の取り扱い 附則 （現行どおり） [参 考] ○身体障害者手帳の様式の一例（大阪府発行） ○身体障害者手帳カードの様式の一例	① 身体障害者旅客運賃割引の取扱いについて 2016. 4. 1 制定 2017. 4. 1 改正 2018. 4. 1 改正 2019. 3. 16 改正 2020. 3. 16 改正 標記について下記のとおり取り扱う。 1. 割引の取り扱いをする身体障害者の範囲 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳（発行自治体によりカード化されたものを含む。以下同じ。）の交付を受けているもので次の各号の 1 に該当するものをいう。 （１） （省 略） （５） 2. 前項の身体障害者を、次に掲げる第 1 種身体障害者及び第 2 種身体障害者に分ける。 （１） （省 略） （２） （省 略） （３）介護者 イ． （省 略） ロ．介護者は <u>当社が介護能力があると認められるものであり</u> 、身体障害者と購入する乗車券の種類・乗車区間及び有効期間等が同一で、かつ、同時に購入するものでなければならない。 ただし特別割引用 I C カードで乗車する身体障害者が車いすを使用する場合で、介護者が 2 人となる場合、そのうちの 1 人の乗車券については、第 4 項第 1 号による。 また、身体障害者に対して通学定期券を発売する場合でも、介護者に発売する定期券は、通勤定期券に限る。 3. 割引取扱区間 （省 略） 10. 身体障害者が単独で旅行できる場合の取り扱い 附則 （省 略） [参 考] ○身体障害者手帳の様式の一例（大阪府発行） ○身体障害者手帳カードの様式の一例

※下線部が改正箇所です。

改 正	現 行
○スマートフォン用アプリケーションソフトの一例（ミライロ ID）  (注)「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の欄が第1種あるいは第2種であるかを確認する。 (注)「ミライロ ID」上のマイナポータル連携に関する画面表示	○スマートフォン用アプリケーションソフトの一例（ミライロ ID） (新 設)

※下線部が改正箇所です。